

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成29年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例の一部改正)

第1条 岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例(昭和46年岩手県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>農村地域工業等導入促進法</u>(昭和46年法律第112号)第18条第1項の規定に基づき、知事の諮問機関として<u>岩手県農村地域工業等導入促進対策審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p><u>(所掌)</u></p> <p>第2条 <u>審議会の所掌事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>農村地域工業等導入基本計画及び農村地域工業等導入実施計画の作成について調査審議すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、農村地域への工業等の導入の促進に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、<u>次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 [略]</p>	<p><u>岩手県農村地域産業導入促進対策審議会条例</u> (設置)</p> <p>第1条 <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>(昭和46年法律第112号)第14条第1項の規定に基づき、知事の諮問機関として<u>岩手県農村地域産業導入促進対策審議会</u>(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、<u>次に掲げる者のうちから知事が任命する。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(任期)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>(会議) 第6条 [略]</p> <p>(庶務) 第7条 [略]</p> <p>(補則) 第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に<u>はか</u>って定める。</p>	<p>(会議) 第5条 [略]</p> <p>(庶務) 第6条 [略]</p> <p>(補則) 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会に<u>諮</u>って定める。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

第2条 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定区域 次のいずれかに該当する地域の全部又は一部であって、知事が指定したものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>農村地域工業等導入促進法</u>（昭和46年法律第112号）第5条第1項又は第2項に規定する実施計画において<u>工業等</u>を導入すべき地区として定められた地域</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 特定区域 次のいずれかに該当する地域の全部又は一部であって、知事が指定したものをいう。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u>（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画において<u>産業</u>を導入すべき地区として定められた地域</p> <p>エ・オ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第3条 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県税の不均一課税)	(県税の不均一課税)

第2条 法第5条第19項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1)～(4) [略]

第2条 法第5条第18項の規定により同条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において、当該認定を受けた認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号。以下「県税条例」という。）の当該県税の税率に関する規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定により特定区域として指定されてい

る地域（農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）による改正前の農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第5条第1項に規定する実施計画において工業等を導入すべき地区として定められた地域に限る。）は、第2条の規定による改正後の特定区域における産業の活性化に関する条例第4条第1項の規定により特定区域として指定されたものとみなす。